

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 6 月 18 日

福島地方法務局郡山支局

登記官 鈴木 伸 司

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第3802-2023-0090号	郡山市中田町高倉字下井戸神 1 7 4 番 2